

普通財産貸付契約書

貸付人 曾於市長 五位塚 剛 を甲とし、借受人 ○○ ○○ を乙として、次のとおり普通財産の貸付契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付けるものとする。

土地

所 在	鹿児島県曾於市末吉町二之方		
字	地番	地目	地積 (㎡)
麓	2111 番 3	宅 地	1032.86

建物

所 在	鹿児島県曾於市末吉町二之方		
字・地番	家屋 番号	家屋種類・住宅用途	面積 (㎡)
麓 2111 番地 3	2111 番 3 の 1	木造瓦葺平屋建	40.66
麓 2111 番地 3	2111 番 3 の 2	木造瓦葺平屋建	59.50
麓 2111 番地 3	2111 番 3 の 3	木造瓦葺平屋建	19.83

(用途指定)

第2条 乙は、貸付物件を○○○に供しなければならない。

(貸付期間)

第3条 貸付物件の貸付期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの5年間とする。ただし、乙が契約期間満了後も継続して貸付けを希望する場合、甲との協議のうえ再契約を締結することも可能とする。

(貸付料)

第4条 1年目から5年目の貸付物件の土地の貸付料は年額 126,600 円、建物の貸付料は年額 7,300 円とする。また、6年目以降の土地及び建物の貸付料については、甲との協議により決定するものとする。

(貸付料の納付)

第5条 乙は、前条の貸付料を甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに納付しなければならない。

(物件の引渡し)

第6条 甲は、第3条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとする。

(遅延損害金)

第7条 乙は、甲が定める貸付料を納付期限までに納付しないときは、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年3%の割合を乗じ

て計算した金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(使用上の制限)

第8条 乙は、この貸付物件の現状の変更を行おうとするときは、事前に変更の理由を記載した書面をもって甲に申請し、書面による承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、貸付物件を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(維持管理)

第10条 甲は、貸付物件の維持、修繕、改良その他の行為に要する費用を負担しない。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって貸付物件を維持管理しなければならない。

3 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(瑕疵担保)

第11条 乙は、この契約締結後、貸付物件について数量の不足その他隠れた瑕疵を発見しても、貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(実地調査等)

第12条 甲は、貸付物件について、随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務に違反したとき。

(2) 甲が、この貸付物件を、公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

(3) 乙が、この契約を継続することができない事由が生じ、甲乙双方が協議の上、甲が解約に同意したとき。

(4) 法令の変更、天災及びその他甲又は乙の責めに帰すことのできない事由により、貸付物件が使用できなくなったとき。

(原状回復)

第14条 乙は、貸付期間が満了した場合又は契約の解除があった場合、原状に戻して甲に返還するものとする。ただし、甲との協議のうえ承認を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約に要する費用については、乙の負担とする。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第13条の規定によりこの契約が解除されたときは、有益費、必要費等が存在している場合でも、甲に償還その他一切の請求

ができないものとする。

(疑義の決定)

第 18 条 本契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本契約に関し、甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲の所有地を管轄する
地方裁判所に提訴するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえそれぞれ 1 通を
保有する。

令和 年 月 日

貸主（甲）住所 曾於市末吉町二之方 1980 番地
氏名 曾於市長 五位塚 剛

借主（乙）住所 曾於市〇〇町〇〇 △△番地
氏名 〇〇 〇〇